

約を結び具島が工場長となり事業を繼續し居りたる處最近事業主は長男の齋藤反詩に依り契約を無視し自ら従業員を指導するに至りたる爲従業員は具島の立場に同情し且つ八月一日より日給制度（五拾錢—五拾五錢）を廢し作業上り高制度となりたる結果日給最高貳拾壹錢に低下したるを以て八月二十一日工場主に賃金値上並具島に對する同情款願書を提出したのである

十一、要求事項（款願書）

- 1、本工場職員の報酬金制度は従前日給制度なりし處今因上り高賃金制度に変更せられたる爲職員各自の賃金收得高甚しく低下し生活上安定を脅かす處となれり依而直ちに従前の日給賃金制度に更改すること
- 2、前項不承認の場合は現在施行中の上り高賃金の率をして従

前支給されたる各自の日給額に相當する増率をなすこと
3、本工場の上席にある人々に對し採られたる會社側の態度は吾等従業員一同の意外とする處にして其の理由又認められず、斯の如きは吾等従業員一同の現在及將來に於ける生活上に於ても亦常に不安を感じる處あり、速かに之の不安を除去する確たる當會社の證明を要求すること並に上席の人々に對し採られたる當會社の態度を取消し従前通りに復職をさしむること

4、本工場職員（従業員を含む）一名も犠牲者を出さぬこと

十二、經過並解決

八月二十一日全員は作業を放棄して岡村の海岸に集合協議の結果代表五名を擧げ工場主に前記款願事項を懇願請したる處即座に拒絶せられたる爲代表は罷業に訴ふべく決意したが具